

#### (4) 転医（受診する医療機関を変えること）したときの手続

医療機関を変えるときは転医届（支部様式第15号）を事前に提出してください。どの医療機関で受診するかは被災職員の自由ですが、転医先の治療費が補償の対象となるのは、医療上又は社会通念上等の必要が認められる場合に限られます。

補償の対象とならない転医の例としては次のような場合があります。

- ① 一つの病院に通院しているながら、被災職員の恣意によりいくつかの病院を転々として診療を受ける場合（医学的にその必要があると認められる場合を除いては重複診療となり、重複部分については補償の対象となりません）
- ② 慎重を期する意味等の理由により、他の病院での再検査を行いたい旨、被災職員が希望している場合（当該再検査が医学的に見ても相当の必要があり、社会通念上からも相当なものでなければ、療養補償の対象となりません）